

許認可等の統一的把握の  
結果について

平成 28 年 3 月  
総務省行政評価局



# 許認可等の統一的把握の結果について

## 1 調査の概要

許認可等の統一的把握は、「昭和 61 年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について」（昭和 60 年 12 月 28 日閣議決定）に基づき、総務省において各府省等の協力を得て実施している。今回の調査（平成 27 年 4 月 1 日現在）は、中央省庁等再編後に行われる 8 回目の把握である。

本調査においては、「国民（個人及び法人）の申請、出願等に基づき、行政庁が行う処分及びこれに類似するもので、法律、政令、省令及び告示において、許可、認可、免許、承認、検査、登録、届出、報告等の用語を使用しているもの」を把握対象としている。

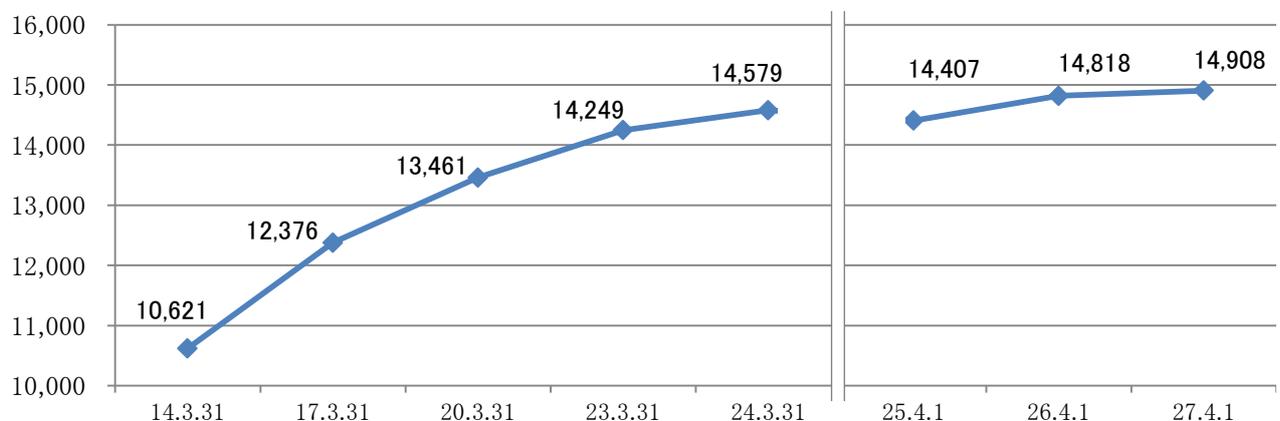
なお、把握した許認可等には、平成 27 年 4 月 1 日現在で既に公布されているが、未施行の法令に基づく許認可等も含んでいる。

## 2 許認可等の総数及び内訳

平成27年4月1日現在で把握した国の許認可等の根拠となる法令（告示を含む。以下同じ。）の条、項等の数（以下「根拠条項等数」という。）は、14,908である（詳細は資料1-1参照）。

また、中央省庁等再編後の許認可等の根拠条項等数の推移は次のとおりである（詳細は資料1-2参照）。

図表1 許認可等の根拠条項等数の推移



（注）複数の府省等が関係する許認可等について、平成 24 年 3 月 31 日現在までは、許認可等の処分権者ごとに数えており、25 年 4 月 1 日現在以降は、許認可等の根拠法令を所管する府省等ごとに数えている。

**【参考】規制緩和等の改革と許認可等の根拠条項等数との関係**

許認可等の根拠条項等数は、①許認可等の根拠法令の項（項に細分されていない場合は条）ごとに1事項として数える、②同一の項のうちに用語の異なる数個の許認可等の根拠が規定されている場合は、用語の異なるごとにそれぞれ1事項として数える等の「許認可等の実態の統一的把握基準」（参考1参照）に基づいて把握している。

一方、規制緩和等の改革の態様は、①規制の廃止、②規制対象範囲の縮小、③規制基準の緩和、④強い規制から弱い規制への緩和など、様々なケースがある。このため、法律の廃止等により規制自体が廃止される場合は、その根拠条項等も廃止されるため、当然、許認可等の根拠条項等数は減少する。しかし、規制対象範囲の縮小、規制基準の緩和、強い規制から弱い規制への緩和等の場合は、許認可等の根拠条項等が残るため、許認可等の根拠条項等数の減少には結び付かない場合、あるいは、逆に、許可であったものの一部について届出で足りることとした場合に、届出の根拠条項等が新たに設けられる等により、根拠条項等数が増加する場合もある。

**(1) 府省等別の許認可等の根拠条項等数**

府省等別の許認可等の根拠条項等数は、国土交通省 (2, 699)、厚生労働省 (2, 398)、金融庁 (2, 243)、経済産業省 (2, 206)、農林水産省 (1, 673) 等となっている（詳細は資料1-1、1-2参照）。

**(2) 用語の分類別にみた許認可等の内訳**

規制の手段としての許認可等を、用語に着眼し、権利を制限し、又は義務を賦課する程度に応じ分類すると、おおむね次のとおりとなる。

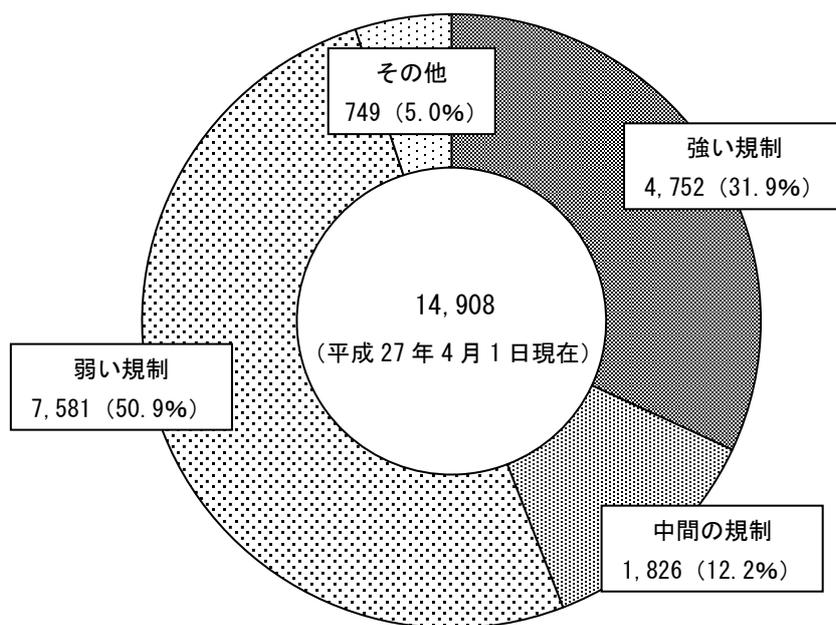
強い規制	一般的な禁止を特定の場合に解除する行為、特定の権利等を設定する行為等（例：許可、認可、免許、指定等）
中間の規制	特定の事実や行為が、あらかじめ定められた基準等を満たしているか否か審査・判定し、これを公に証明する行為等（例：認定、検査、登録等）
弱い規制	一定の事実を行政庁に知らせるもので、行政庁は原則として記載事項を確認し、受理するにとどまるもの等（例：届出、提出、報告等）

許認可等の根拠条項等数を用語の分類別にみると、次のとおりである。弱い規制（届出、提出、報告等）が全体の約5割（50.9%）を占め、最も多くなっている（詳細は資料2-1参照）。

**図表 2-1 許認可等の用語分類別の根拠条項等数**

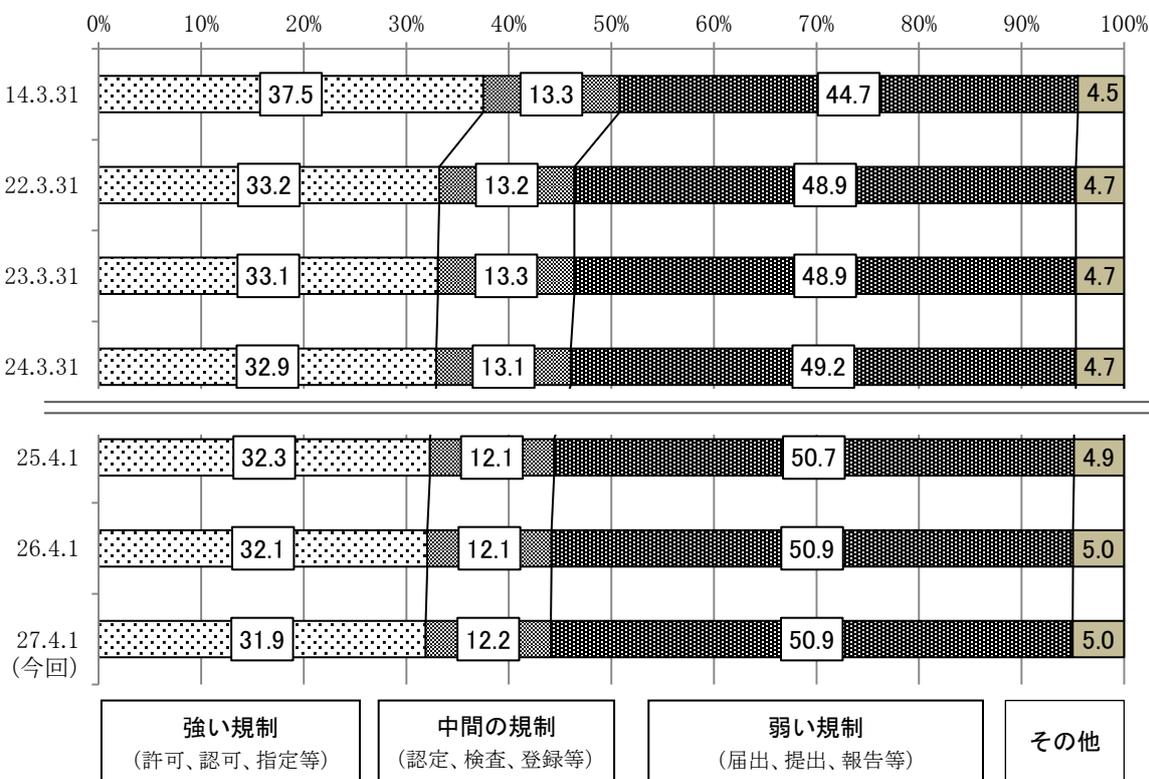
把握時点	強い規制 許可、認可、指定等	中間の規制 認定、検査、登録等	弱い規制 届出、提出、報告等	その他 書換、更新等	計
平成 27 年 4 月 1 日 (構成比 (%))	4, 752 (31. 9)	1, 826 (12. 2)	7, 581 (50. 9)	749 (5. 0)	14, 908 (100)

図表 2-2 許認可等の用語分類別の根拠条項等数



また、許認可等の根拠条項等数全体に占める用語分類別の割合をみると、強い規制の許認可等の割合は、減少傾向にある（詳細は資料 2-2 参照）。

図表 3 用語分類別の根拠条項等数の割合の推移



(注) 四捨五入の関係で割合の合計値が 100%とならない場合がある。

### (3) 根拠法令別にみた許認可等の内訳

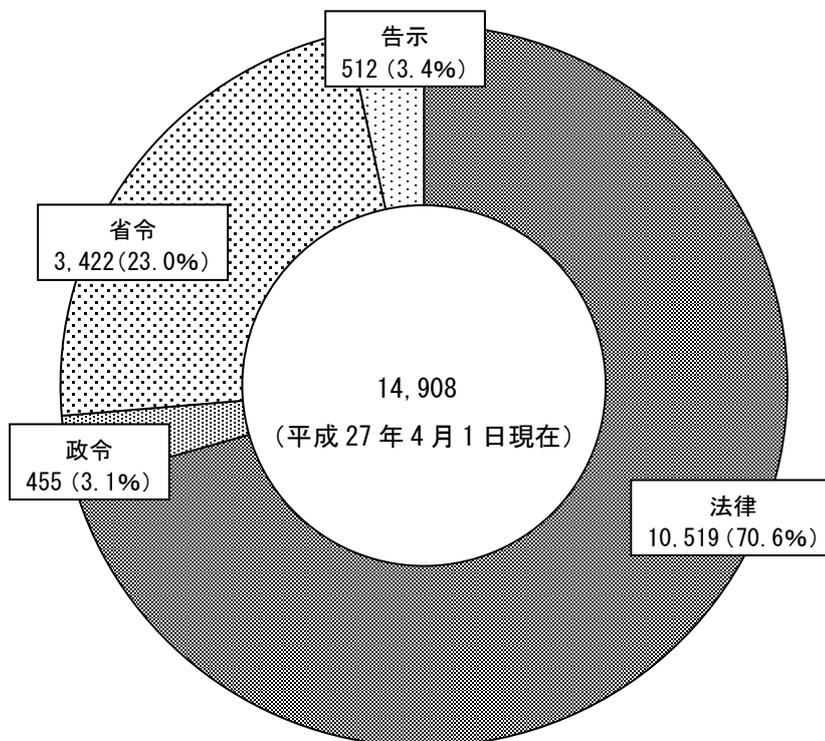
許認可等が規定されている根拠法令についてみると、法律に規定されているものの全体に占める割合が 70.6%、政令に規定されているものの割合が 3.1%、省令に規定されているものの割合が 23.0%となっている（詳細は資料 1-1 参照）。

図表 4-1 根拠法令別の許認可等の根拠条項等数

把握時点	法律	政令	省令	告示	計
平成 27 年 4 月 1 日	10,519	455	3,422	512	14,908
(構成比(%))	(70.6)	(3.1)	(23.0)	(3.4)	(100)

(注) 1 勅令は政令に整理し、規則は省令に整理している。  
2 四捨五入の関係で割合の合計値が 100%にならない。

図表 4-2 根拠法令別の許認可等の根拠条項等数



(注) 1 勅令は政令に整理し、規則は省令に整理している。  
2 四捨五入の関係で割合の合計値が 100%にならない。

また、許認可等が規定されている法令数は、1,275 となっており、このうち法律の数は 524 となっている。

図表 5 許認可等が規定されている法令の数

区分	法律	政令	省令	告示	計
法令数	524	114	541	96	1,275

#### 【参考】規制シートが作成されている許認可等の根拠条項等数

「規制改革実施計画」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）において、同計画に基づき作成される規制シートの作成状況について、「シートに含まれる「許認可等」に関しては「許認可等台帳」を活用すること」とされたことを受け、平成 27 年 4 月 1 日現在における規制シートが作成されている許認可等の根拠条項等数を把握したところ、22 となっており、対応する規制シートは、10 となっている。

また、規制シートが作成されている許認可等の根拠条項等については、許認可等現況表（許認可等台帳）に、規制シートの ID 等を記載している。

（注）1 つの規制シートにおいて、複数の許認可等を含んでいる場合があるため、許認可等の根拠条項等数と規制シート数は異なる。

(資料1-1)

## 府省等別・根拠法令別の許認可等の根拠条項等数

府省等名	H27. 4. 1現在				
		法律	政令	省令	告示
内閣官房	13	13	0	0	0
内閣府	75	36	1	32	6
公正取引委員会	20	16	0	4	0
国家公安委員会	86	26	3	53	4
特定個人情報保護委員会	1	1	0	0	0
金融庁	2, 243	1, 800	68	301	74
消費者庁	47	35	1	11	0
総務省	703	426	5	254	18
法務省	337	216	6	108	7
外務省	43	7	0	30	6
財務省	807	590	79	131	7
文部科学省	466	223	28	144	71
厚生労働省	2, 398	1, 378	133	660	227
農林水産省	1, 673	1, 366	40	259	8
経済産業省	2, 206	1, 681	29	483	13
国土交通省	2, 699	1, 955	52	643	49
環境省	1, 061	750	10	285	16
防衛省	30	0	0	24	6
計	14, 908	10, 519	455	3, 422	512
(構成比(%))	(100)	(70. 6)	(3. 1)	(23. 0)	(3. 4)

(注) 1 勅令は政令に整理し、規則は省令に整理している。  
2 特定個人情報保護委員会は、平成28年1月に個人情報保護委員会に改組されている。  
3 四捨五入の関係で割合の合計値が100%にならない。

(資料1-2)

## 中央省庁等再編後の府省等別許認可等数の推移

府省等名	H14. 3. 31 現在	H15. 3. 31 現在	H16. 3. 31 現在	H17. 3. 31 現在	H18. 3. 31 現在	H19. 3. 31 現在	H20. 3. 31 現在	H21. 3. 31 現在	H22. 3. 31 現在	H23. 3. 31 現在	H24. 3. 31 現在	H25. 4. 1 現在	H26. 4. 1 現在	H27. 4. 1 現在
内閣官房	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	13	13
内閣府	77	77	81	81	80	95	109	101	94	92	92	81	81	75
公正取引委員会	25	23	23	23	23	23	23	23	19	19	19	19	20	20
国家公安委員会	117	117	120	126	125	125	203	225	232	232	233	92	92	86
特定個人情報保護委員会	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
金融庁	1,421	1,501	1,634	1,736	1,845	1,782	1,859	1,901	1,934	1,948	2,054	2,210	2,283	2,243
消費者庁	—	—	—	—	—	—	—	—	30	30	30	34	45	47
総務省	575	604	650	663	669	673	677	698	735	718	731	651	651	703
法務省	237	278	285	297	299	294	334	338	333	333	333	330	330	337
外務省	47	47	51	51	50	43	56	50	50	50	52	43	41	43
財務省	727	734	771	772	809	831	904	922	977	985	1,000	839	842	807
文部科学省	566	573	586	622	636	636	689	689	711	747	750	455	457	466
厚生労働省	1,543	1,602	1,862	1,910	1,894	1,936	2,051	2,178	2,173	2,168	2,263	2,307	2,420	2,398
農林水産省	1,114	1,132	1,219	1,323	1,383	1,379	1,426	1,443	1,500	1,513	1,571	1,558	1,630	1,673
経済産業省	1,866	1,935	1,997	2,038	2,058	2,069	2,101	2,240	2,310	2,317	2,348	2,131	2,176	2,206
国土交通省	2,042	2,058	2,161	2,343	2,437	2,485	2,576	2,613	2,614	2,631	2,631	2,594	2,641	2,699
環境省	229	291	325	353	379	384	408	411	425	429	435	1,025	1,065	1,061
防衛省	35	35	38	38	38	31	45	37	37	37	37	30	30	30
計	10,621	11,007	11,803	12,376	12,725	12,786	13,461	13,869	14,174	14,249	14,579	14,407	14,818	14,908

(注) 特定個人情報保護委員会は、平成28年1月に個人情報保護委員会に改組されている。

(資料2-1)

## 用語別の許認可等の根拠条項等数

用語別		H27. 4. 1現在	
		根拠条項等数	構成比 (%)
強い規制	許可	918	6.2
	認可	1,799	12.1
	免許	79	0.5
	承認	1,502	10.1
	指定	335	2.2
	承諾等	119	0.8
小計		4,752	31.9
中間の規制	認定	770	5.2
	確認	177	1.2
	証明	78	0.5
	認証	19	0.1
	試験	106	0.7
	検査	210	1.4
	検定	18	0.1
	登録	414	2.8
	審査等	34	0.2
小計		1,826	12.2
弱い規制	届出	5,071	34.0
	提出	1,305	8.8
	報告	891	6.0
	交付	140	0.9
	申告等	174	1.2
小計		7,581	50.9
その他		749	5.0
合計		14,908	100

強い規制 : 一般的な禁止を特定の場合に解除する行為、特定の権利等を設定する行為等

中間の規制 : 特定の事実や行為が、あらかじめ定められた基準等を満たしているか否かを審査・判定し、これを公に証明する行為等

弱い規制 : 一定の事実を行政庁に知らせるもので、行政庁は原則として記載事項を確認し、受理するにとどまるもの等

(資料2-2)

## 中央省庁等再編後の用語別の許認可等数の推移

用語別	H14. 3. 31現在		H15. 3. 31現在		H16. 3. 31現在		H17. 3. 31現在		H18. 3. 31現在		H19. 3. 31現在		H20. 3. 31現在		H21. 3. 31現在		H22. 3. 31現在		H23. 3. 31現在		H24. 3. 31現在		H25. 4. 1現在		H26. 4. 1現在		H27. 4. 1現在		
	件数	構成比 (%)	件数	構成比 (%)	件数	構成比 (%)	件数	構成比 (%)																					
強い規制	許可	809	7.6	827	7.5	820	6.9	836	6.8	823	6.5	802	6.3	886	6.6	888	6.4	897	6.3	905	6.4	917	6.3	884	6.1	905	6.1	918	6.2
	認可	1,677	15.8	1,777	16.1	1,864	15.8	1,915	15.5	1,798	14.1	1,775	13.9	1,814	13.5	1,819	13.1	1,855	13.1	1,856	13.0	1,885	12.9	1,788	12.4	1,831	12.4	1,799	12.1
	免許	75	0.7	78	0.7	78	0.7	79	0.6	77	0.6	77	0.6	77	0.6	77	0.6	78	0.6	79	0.6	79	0.5	78	0.5	78	0.5	79	0.5
	承認	1,069	10.1	1,087	9.9	1,150	9.7	1,205	9.7	1,269	10.0	1,295	10.1	1,338	9.9	1,359	9.8	1,415	10.0	1,411	9.9	1,455	10.0	1,455	10.1	1,490	10.1	1,502	10.1
	指定	312	2.9	327	3.0	313	2.7	300	2.4	290	2.3	288	2.3	295	2.2	314	2.3	326	2.3	330	2.3	332	2.3	336	2.3	341	2.3	335	2.2
	承諾等	43	0.4	49	0.4	49	0.4	49	0.4	48	0.4	49	0.4	132	1.0	131	0.9	131	0.9	131	0.9	131	0.9	115	0.8	115	0.8	119	0.8
	小計	3,985	37.5	4,145	37.7	4,274	36.2	4,384	35.4	4,305	33.8	4,286	33.5	4,542	33.7	4,588	33.1	4,702	33.2	4,712	33.1	4,799	32.9	4,656	32.3	4,760	32.1	4,752	31.9
中間の規制	認定	601	5.7	635	5.8	670	5.7	649	5.2	655	5.1	642	5.0	774	5.7	823	5.9	850	6.0	875	6.1	888	6.1	722	5.0	747	5.0	770	5.2
	確認	141	1.3	137	1.2	151	1.3	148	1.2	151	1.2	152	1.2	161	1.2	166	1.2	173	1.2	176	1.2	179	1.2	162	1.1	168	1.1	177	1.2
	証明	84	0.8	82	0.7	78	0.7	78	0.6	78	0.6	80	0.6	81	0.6	80	0.6	82	0.6	82	0.6	82	0.6	79	0.5	79	0.5	78	0.5
	認証	26	0.2	28	0.3	21	0.2	21	0.2	21	0.2	21	0.2	23	0.2	23	0.2	23	0.2	23	0.2	23	0.2	19	0.1	19	0.1	19	0.1
	試験	109	1.0	111	1.0	110	0.9	109	0.9	110	0.9	111	0.9	111	0.8	111	0.8	109	0.8	109	0.8	109	0.7	106	0.7	106	0.7	106	0.7
	検査	212	2.0	212	1.9	205	1.7	205	1.7	213	1.7	213	1.7	203	1.5	203	1.5	202	1.4	204	1.4	203	1.4	209	1.5	209	1.4	210	1.4
	検定	28	0.3	27	0.2	21	0.2	20	0.2	19	0.1	19	0.1	19	0.1	19	0.1	19	0.1	19	0.1	19	0.1	17	0.1	17	0.1	18	0.1
	登録	184	1.7	190	1.7	304	2.6	346	2.8	359	2.8	367	2.9	369	2.7	391	2.8	390	2.8	389	2.7	390	2.7	401	2.8	410	2.8	414	2.8
	審査等	24	0.2	24	0.2	26	0.2	26	0.2	24	0.2	24	0.2	24	0.2	24	0.2	24	0.2	24	0.2	24	0.2	28	0.2	32	0.2	34	0.2
小計	1,409	13.3	1,446	13.1	1,586	13.4	1,602	12.9	1,630	12.8	1,629	12.7	1,765	13.1	1,840	13.3	1,872	13.2	1,901	13.3	1,917	13.1	1,743	12.1	1,787	12.1	1,826	12.2	
弱い規制	届出	3,247	30.6	3,350	30.4	3,812	32.3	4,105	33.2	4,370	34.3	4,376	34.2	4,489	33.3	4,680	33.7	4,750	33.5	4,771	33.5	4,813	33.0	4,882	33.9	5,011	33.8	5,071	34.0
	提出	699	6.6	714	6.5	738	6.3	778	6.3	842	6.6	870	6.8	966	7.2	1,016	7.3	1,051	7.4	1,059	7.4	1,188	8.1	1,243	8.6	1,291	8.7	1,305	8.8
	報告	652	6.1	691	6.3	717	6.1	759	6.1	784	6.2	797	6.2	814	6.0	833	6.0	856	6.0	864	6.1	899	6.2	887	6.2	942	6.4	891	6.0
	交付	80	0.8	85	0.8	94	0.8	100	0.8	100	0.8	103	0.8	105	0.8	105	0.8	125	0.9	126	0.9	126	0.9	133	0.9	133	0.9	140	0.9
	申告等	71	0.7	90	0.8	107	0.9	110	0.9	119	0.9	134	1.0	133	1.0	139	1.0	146	1.0	146	1.0	150	1.0	157	1.1	159	1.1	174	1.2
小計	4,749	44.7	4,930	44.8	5,468	46.3	5,852	47.3	6,215	48.8	6,280	49.1	6,507	48.3	6,773	48.8	6,928	48.9	6,966	48.9	7,176	49.2	7,302	50.7	7,536	50.9	7,581	50.9	
その他	478	4.5	486	4.4	475	4.0	538	4.3	575	4.5	591	4.6	647	4.8	668	4.8	672	4.7	670	4.7	687	4.7	706	4.9	735	5.0	749	5.0	
合計	10,621	100	11,007	100	11,803	100	12,376	100	12,725	100	12,786	100	13,461	100	13,869	100	14,174	100	14,249	100	14,579	100	14,407	100	14,818	100	14,908	100	

強い規制 : 一般的な禁止を特定の場合に解除する行為、特定の権利等を設定する行為等

中間の規制 : 特定の実事や行為が、あらかじめ定められた基準等を満たしているか否か審査・判定し、これを公に証明する行為等

弱い規制 : 一定の実事を行政庁に知らせるもので、行政庁は原則として記載事項を確認し、受理するにとどまるもの等

(注) 四捨五入の関係で合計値が100%とならない場合がある。

(資料3)

## 法律の制定・改正による許認可等の根拠条項等の新設、廃止の状況

制定・改正法	法律番号	新設、廃止される許認可等の根拠法	所管府省等名	新設	廃止
電波法の一部を改正する法律	平成26年4月23日 法律第26号	電波法	総務省	7	
次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律	平成26年4月23日 法律第28号	次世代育成支援対策推進法	厚生労働省	1	
中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律	平成26年4月25日 法律第30号	中心市街地の活性化に関する法律	経済産業省	4	
都市再生特別措置法等の一部を改正する法律	平成26年5月21日 法律第39号	都市再生特別措置法	国土交通省	3	
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律	平成26年5月21日 法律第41号	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	国土交通省		6
金融商品取引法等の一部を改正する法律	平成26年5月30日 法律第44号	金融商品取引法	金融庁	5	2
保険業法等の一部を改正する法律	平成26年5月30日 法律第45号	保険業法	金融庁		2
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律	平成26年6月4日 法律第51号	食品衛生法	厚生労働省		2
		理容師法	厚生労働省		1
		食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	厚生労働省		2
		医療法	厚生労働省		17
		社会福祉法	厚生労働省		1
		美容師法	厚生労働省		1
		調理師法	厚生労働省		1
		製菓衛生師法	厚生労働省		1
		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	国土交通省		2
道路法等の一部を改正する法律	平成26年6月4日 法律第53号	道路法	国土交通省	2	
建築基準法の一部を改正する法律	平成26年6月4日 法律第54号	建築基準法	国土交通省	10	
海岸法の一部を改正する法律	平成26年6月11日 法律第61号	海岸法	国土交通省	3	
電気通信事業法の一部を改正する法律	平成26年6月11日 法律第63号	電気通信事業法	総務省	9	
政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律	平成26年6月11日 法律第64号	国民年金法	厚生労働省	1	
不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律	平成26年6月13日 法律第71号	消費者安全法	消費者庁	1	

制定・改正法	法律番号	新設、廃止される許認可等の根拠法	所管府省等名	新設	廃止
電気事業法等の一部を改正する法律	平成26年6月18日 法律第72号	電気事業法	経済産業省	55	37
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律	平成26年6月18日 法律第73号	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	国土交通省	7	
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律	平成26年6月18日 法律第74号	出入国管理及び難民認定法	法務省	4	
労働安全衛生法の一部を改正する法律	平成26年6月25日 法律第82号	労働安全衛生法	厚生労働省		1
地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律	平成26年6月25日 法律第83号	医療法	厚生労働省	13	
		保健師助産師看護師法	厚生労働省	2	
		外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律	厚生労働省	3	1
建築士法の一部を改正する法律	平成26年6月27日 法律第92号	建築士法	国土交通省	2	
商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律	平成26年6月27日 法律第95号	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律	経済産業省	3	2
放送法及び電波法の一部を改正する法律	平成26年6月27日 法律第96号	放送法	総務省	3	
花きの振興に関する法律	平成26年6月27日 法律第102号	花きの振興に関する法律	農林水産省	2	
内水面漁業の振興に関する法律	平成26年6月27日 法律第103号	内水面漁業の振興に関する法律	農林水産省	7	
専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法	平成26年11月28日 法律第137号	専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法	厚生労働省	4	
所得税法等の一部を改正する法律	平成27年3月31日 法律第9号	消費税法	財務省	2	
		租税特別措置法	財務省	2	
		所得税法等の一部を改正する法律	財務省	3	
合計				158	79

(注) 平成26年4月2日から27年4月1日までの間に新設、廃止された法律を根拠とする許認可等について、当省が整理したもの。

(資料 4)

## 許認可等の根拠条項等の新設、廃止等の主な例

### ○ 電気事業法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 72 号) (新設 55、廃止 37 : 経済産業省)

#### 【電気事業法関係】

平成 28 年 4 月に電気の小売業への参入が全面自由化されることから、従来の「一般電気事業」、「特定規模電気事業」という類型から、発電、送配電、小売の 3 つの類型に見直し、それぞれ必要な規制を課す体系に改める。また、小売分野の自由化に伴い、卸電力取引所での取引の重要性が増すため、現在、私設・任意で運営されている卸電力取引所を法定化する。「小売電気事業の登録」、「送電事業の許可」、「卸電力取引所の指定」等を新設 (55)、「特定規模電気事業の届出」等を廃止 (37)。

### ○ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律 (平成 26 年法律第 83 号) (新設 18、廃止 1 : 厚生労働省)

#### 【医療法関係】

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的な役割を担う病院としての臨床研究中核病院を法律上位置付ける。また、医療の安全を確保するため、医療事故に係る調査を行う医療事故調査・支援センターについて定める。「臨床研究中核病院の承認」、「医療事故調査・支援センターの指定」等を新設 (13)。

#### 【保健師助産師看護師法関係】

今後の医療を支えるため、診療の補助のうちの特定行為を明確化し、それを手順書により行う看護師の研修制度を創設し、当該研修を受けるための指定研修機関について定める。「指定研修機関の指定」等を新設 (2)。

#### 【外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第 17 条等の特例等に関する法律関係】

外国医師等が行う臨床修練の許可の基準を緩和し、また、厚生労働大臣の許可を受けて、臨床教授等を行うことができるとするもの。「臨床教授等の許可」等を新設 (3)。「臨床修練指導医若しくは臨床修練指導歯科医又は臨床修練指導者の認定」を廃止 (1)。

### ○ 建築基準法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 54 号) (新設 10 : 国土交通省)

#### 【建築基準法】

現行の建築基準では対応できない新建築材料や新技術について、国土交通大臣の認定制度を創設する。「特殊の構造方法又は建築材料の認定」等を新設 (10)。

(参考 1)

## 許認可等の実態の統一的把握基準

### 1 許認可等の範囲

把握の対象とする許認可等は、国民（個人及び法人）の申請、出願等に基づき、行政庁が行う処分及びこれに類似するもので、法律、政令、省令及び告示において、次のような用語を使用しているものとする。

許可、認可、免許、特許、承認、認定、確認、免除、決定、証明、認証、解除、公認、検認、試験、検査、検定、指定、登録、届出、申告、提出、報告、交付 等

なお、上記の許認可等には特殊法人等が行っているものを含む。

### 2 許認可等の数え方の基準

- (1) 許認可等の根拠法令の項（項に細分されていない場合は条。以下同じ。）ごとに1事項として数える。
- (2) 同一の項のうちに用語の異なる数個の許認可等の根拠が規定されている場合は、用語の異なるごとにそれぞれ1事項として数える。
- (3) 同一の項のうちに本文、ただし書、あるいは前段、後段等の区分があり、それぞれに許認可等の根拠が規定されている場合には、別個の事項として数える。
- (4) 準用規定により設定された許認可等については、準用の対象となる規定により設定された許認可等とは別個に数える。
- (5) 複数の府省が所管している許認可等については、それぞれ所管する府省ごとに別個の許認可等と数える。

(注) 一の許認可等について当該許認可等を要する行為又は対象（業種、物資の種類等）が同一の項等において列挙されている場合は、その行為等を別途許認可等事項の細目として記載する。

(参考 2)

## 許認可等の実態把握に係る閣議決定等

### ○ 行政改革の推進方策に関する答申（抄）

（昭和 60 年 7 月 22 日臨時行政改革推進審議会答申）

#### 2 規制緩和の進め方

##### （2）今後における規制緩和の推進方策

公的規制は極めて多岐にわたり、限られた期間ではすべての分野について、詳しく検討することは不可能であり、当審議会としては、金融、運輸、石油等エネルギー、都市整備の分野を中心に、10 分野の規制緩和を検討した。

政府においては、今回当審議会が提言した事項にとどまらず、この提言の趣旨に沿って、公的規制全般にわたる徹底した見直しを行うことが必要である。

なお、許認可等の定期的見直し及び新設の抑制については、臨時行政調査会答申の趣旨に沿って推進を図ることが重要であり、各省庁において、自主的な審査、見直しを強化するとともに、総務庁においては、各省庁の協力を得て、速やかに次の措置をとる必要がある。

- ① 許認可等の総数などの実態を統一的に把握すること。
- ② 許認可等を定期的に見直す仕組みを確立すること。
- ③ 国民の負担軽減、行政事務の簡素・合理化及び民間活力の助長の観点に立ち、統一的基準を作成するなど、許認可等の新設について審査する仕組みを確立すること。

### ○ 当面の行政改革の具体化方策について（抄）

（昭和 60 年 9 月 24 日閣議決定）

#### 5 規制行政

##### （1）規制緩和の推進方策

ア 許認可等の実態把握については、総務庁において、その具体的手法について所要の見直しを行い、引き続き各省庁の協力を得て、速やかに総数等の統一的把握を行う。

イ 許認可等の定期的見直しについては、既定の方針を踏まえ、許認可等の見直しを引き続き推進するとともに、その具体的方策について所要の調整、立案を進める。

ウ 許認可等の新設の審査については、既定の方針を踏まえ、その具体的方策について所要の調整、立案を進める。

### ○ 昭和 61 年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について（抄）

（昭和 60 年 12 月 28 日閣議決定）

#### 4 行政事務

##### （1）許認可等

ア 許認可等の実態の統一的把握については、総務庁において、統一的基準の下に、各省庁の協力を得て、昭和 60 年度末を目途にその作業を終了することとし、以降、毎年 1 回、必要な補正を行うこととする。

イ 許認可等の定期的見直し及び新設の審査については、既定の方針を踏まえ、その具体的方策について所要の調整、立案を進めるため、各省庁による検討会議を開催する。

Ⅲ 規制所管府省の主体的な規制改革への取組等

2 規制所管府省による主体的・積極的な規制改革の推進

（2）規制シートの整備状況の進捗管理

規制シートの作成については、持続的な取組となるよう、規制シート作成に係る負担も勘案し、段階的に対応する。

当面、①見直し時期が到来する規制、②規制改革ホットラインに寄せられた提案事項に対する規制所管府省の回答のうち規制改革会議において再検討が必要と判断した規制、③規制改革会議における審議事項に関連する規制について、優先的に作成する。

また、規制シートの作成状況については、シートに含まれる「許認可等」に関しては「許認可等台帳」を活用することとし、シートに含まれる「許認可等」以外の規制に関しては、その網羅的な把握手法等を引き続き検討する。